## 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する 固定資産税減額のご案内

長寿命化のための大規模修繕工事を完了した区分所有マンションについて、工事を完了した年の翌年度の家屋の 固定資産税を減額するものです。

日本田東有部分(マンションの専有部分の床面積の2分の1以上が人の居住の用に供する部分である専有部分)を有すること   ② 固定資産税の賦課期日(1月1日)時点と申告時点の両方で築20年以上経過した10戸以上の区分所有マンション   ③ 大規模修繕工事(長寿命化工事)を過去に1回以上行っていること   ④ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の大規模修繕工事(長寿命化工事)を過去に1回以上行っていること   ④ 令和5年4月1日から令和7年3月31日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること   ② 次のいずれがに該当すること   (2)間里計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること   (2)間里・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと   次の全ての工事が必須なります。   (2)マンションの建物の外壁について行う修繕収は模様替(外壁塗装等工事)   (2)マンションの建物の連接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を請するための修繕又は模様替(床防水工事)   (3)マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を請するための修繕又は模様替(屋根防水工事)   位宅1戸につき100 可まで ※対象住宅そのものに係ら年面積の上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を指するための修繕収は使様を目を根でいるにありのみが適用対象となります。   固定資産税額の2分の1 ※物に計画は減減されません。   日本日本のに資金を保護の会に下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。   ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※屋庫市役所不しへ、ラジの学理主が発行]   ② フションの総戸数が確認できまま。 (日本日本等担保事業に保険法人が発行]   ② マンションの総戸数が確認できままの。 (1) 管理計画認定マンションの場合 か言・指導内容実施等証明書(は変土、マンショと同理上が発行]   (2)マンションの総戸数が保護できる書類(設計図、管理規約、登記時等)   ⑤ (1) 管理計画認定マンションの場合 か言・指導内容実施等証明書(厚重中建築住宅課が発行]   インションの総戸数が保護証明書(度率土、マンションの場合 か言・指導内容実施等証明書(厚重申建築住宅課が発行]   丁事が完了した日から3ヶ月以内 **では移りなりに表りまりません。   日本日本経住宅課が発行]   「本の管理を関すに含るマンションの場合 か言・指導内容実施等証明書(厚重中建築住宅課が発行]   丁事が完了した日から3ヶ月以内 **ではありません。	供する部分である専有部分)を有すること ② 固定資産税の賦課期日(1月1日)時点と申告時点の両方で築20年以上経過した10戸以上の区分所有マンション ③ 大規模修繕工事(長寿命化工事)を過去に1回以上行っていること ④ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の大規模修繕工事(長寿命化工事)を完了していること ⑤ 次のいずれかに該当すること 〔1)管理計画認定を単まで引き上げていること 〔2)助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須とおります。 〔1)マンションの建物の小量について行う修・純又は模様替(外壁塗装等工事) 〔2)マンションの建物の過程分外気に開放されている廊下、パルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を請するための修繕又は模様替(床防水工事) (3)マンションの建物の層上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を請するための修繕又は模様替(屋根防水工事) (在宅1戸につき100 ㎡まで、対象を生宅でものに係る終面積の上下限はありません。供用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※利率市舗制役は域域されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間※パリアプリー特減や省工等級、耐廉政修修舗工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所ホームページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所ホームページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所ホームページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所本ページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所本へページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸庫市役所本へページよりタウンロードできます。 ② 大規を総括立金引上証明書(建築土、マンションに対する関連が発行) イ)修繕積立金引上証明書(建築土、マンション管理対策行) イ)修繕積立金引上証明書(建築土、マンション管理対策行) イ)修繕積立金引上証明書(建築土、マンション管理対策行) イ)修繕積立金引上証明書(建築土、マンション管理対策行) イ)修繕積立金引上証明書(建築土・マンションに対策行) 「主事が完了していたのが選集局を受ける場合の管理者等に係るマンションの場合 またりまする。 第一次のは、対すないために対するとないために対するとないために表しませた。 「中国・財産・に対するとは、対すないために対するとないために表しませた。」 「中国・財産・に対するとないために表しませた。」 「中国・財産・に対するとないために表しません。」 「中国・財産・に対するとないために表しません。」 「中国・財産・に対するとないために対するとないために対するとないために表しません。 「中国・財産・に対するとないために対するとないために表しません。」 「中国・財産・に対するとないために対するとないために表しません。」 「中国・財産・に対するとないために表しません。」 「中国・財産・に対するとないために表しません。」 「日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、日本のは、	回た貝/生代で/Mの記するものです。				
3 大規模修繕工事 (長寿命化工事) を過去に1回以上行っていること   対象   示和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の大規模修繕工事 (長寿命化工事)を売了していること   ⑤ 次のいずれかに該当すること   ⑤ 次のいずれかに該当すること   ⑥ 次のよびれかに該当すること   ⑥ 理計画の認定基準まで引き上げていること   ② 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の   作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと   次の全ての工事が必須となります。   (1) マンションの建物の直接外気に開放されている値下、パルコニーその他これらに類する   部分について行う防水の措置を請ずるための修繕又は模様替 (尿防水工事)   (2) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を請ずるための修繕又は模様替 (屋根防水工事)   住宅1戸につき100 がまで   ※対象住宅でものに係る法庫時の上下限はありません。伊用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。   固定資産税額の2分の1   ※が同プリー経域の2分の1   ※が同プリー経域の2分の1   ※が同プリー経域の2分の1   ※が同プリー経域の3の1年を行うにできません。   ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行うたマンションに対する固定資産税減額申告書   ※戸屋中役所ホームページよりがフレードできます。   ② 没去工事証明書 (建築土、マション管理上が発行)   ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)   ⑤ (1) 管理計画認定近知書又は変更通知書 (戸屋中建築住宅課が発行)   ① 修繕積立金引上証明書 (建築土、マンション管理上が発行)   ① 作用力を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合   財計を入りまではありません。   工事が完了した日から3ヶ月以内   ※ 中心を得ない事情があると認めらる場合はごの限りではありません。	② 大規模修繕工事(長寿命化工事)を過去に1回以上行っていること ④ 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に2回目以降の大規模修繕工事(長寿命化工事)を完了していること ⑤ 次のいずれかに該当すること (1)管理計画認定マションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (2)助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと 次の全ての工事が必須となります。 (1)マンションの建物のの単位について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2)マンションの建物の回直接外気に開放されている廊下、パルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(原成防水工事) (3)マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100㎡まで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 図定資産税額の2分の1 ※都市計画限は減極れません。 図修工事を完了した年の翌年度か51年間 ※パリアツリー軽減や省工発域、耐震改修軽減との仲用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市総所ホームページよりがソニードできます。 ② 大規模の修繕等証明書(建築土、マション管理力が発行) ③ 過去工事証明書(建築土、マション管理力が発行) ・ (4)マンションの場合かが確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑥ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑥ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑥ (1)管理計画認定できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑥ (1)管理計画認定できる言類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑥ (1)管理計画認定できる言類(設計図)を言述が表述。			供する部分である専有部分)を有すること ② 固定資産税の賦課期日(1月1日)時点と申告時点の両方で築 20 年以上経過し		
対象 家屋	対象 家屋 (最寿命化工事)を完了していること (5) 次のいずれかに該当すること (1) 管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (1) 管理計画認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと 次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替 (外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替 (外野塗装等工事) (3) マンションの建物の産上部分、屋根又ひもしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替 (屋根防水工事) 住宅1戸につき100 mまで ※対象住宅ものに係る床面積の上下限はありません。供用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の 2分の 1 ※都市計画税は減額されません。			た 10 戸以上の区分所有マンション		
変	正事(長寿命化工事)を完了していること (5) 次のいずれかに該当すること (1) 管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (5) アンションの建物の屋上部分、屋根及ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (2) 大門できまりのの修繕文は模様替(屋根防水工事) (2) 大部に調査といるの修繕文は模様を「屋根防水工事) (3) 京ンションの場合でおり、係場によりのみが適用対象となります。 (3) 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書※声展市役所ホームペーシよりヴァンロードできます。 (2) 大規模の経籍証明書 [建築士、センションに対する固定資産税減額申告書※声展市役所ホームペーシよりヴァンロードできます。 (3) スンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定でションの場合ア)管理計画認定でフションの場合ア)管理計画認定で対する管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容支施等証明書 [津屋土・マンションの場合助言・指導内容支施等証明書 [津屋土・マンションの場合助言・指導内容支施を証明書 [津屋土・マンションの場合助言・指導内容支施・証明書 [津屋土・マンションの場合助言・指導内容支施・証明書 [津屋土・マンションの場合助言・指導内容支施・証明書 [津屋土・マンションの場合 動言・指導内容支施・証明書 [本屋土・マンションの場合 動言・指導内容支施・証明書 [本屋土・マンションの場合 動言・指導内容支施・証明書 [本屋土・マンションの場合 動言・指導内容 では、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、原本に対し、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、のは、			③ 大規模修繕工事(長寿命化工事)を過去に1回以上行っていること		
(3) 次のいずれかに該当すること (1) 管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 位宅1戸につき 100 mまで※対象住宅をむらに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。	(5) 次のいずれかに該当すること (1) 管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物のの直接外気に開放されている廊下、バルコーその他これらに類する部分について行う防水の措置を請ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (2) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を請ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を請ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100 mまで、※対象住宅のものに名み床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。  改修工事を完了した年の翌年度から1年間※パワアワー経域や直入経験を通用のできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書※声音の化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書・※声面を関所ホームページよりヴワンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、セ宅職班担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、セ宅職班担保責任保険法人が発行] (4) マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定マンションの場合 ア) 管理計画認定に通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンシコ管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンシコ管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンシコ管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、信息の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 [海屋市建築住宅課が発行] エ事が完了した日かる3ヶ月以内 ※やむを得るい事情があると認められる場合はこの限りではありません。  「屋市役所課税課国定資産税係					
1   管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること	(1) 管理計画認定マンションで、令和3年9月1日以降に修繕積立金の額を管理計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物のの難とについて行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、パルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 位宅1戸につき100 mまで※対象住宅のものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間※パリアプリー軽味や省工名軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書※声屋市役所ホームページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築土、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築土、マンション管理土が発行] (3) 過去工事証明書 [建築土、マンション管理力発行] (4) マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定・シンシーの場合 ア) 管理計画認定・近の場合と変更通知書 [戸屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引し証明書 [建築土、マンション管理土が発行] イ) 修繕積立金引し証明書 [建築土、マンション管理力が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 [建産中主課が発行] エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係		3八王			
適用要件 計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100 mまで※対象住宅でものに係る床画積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。	通用要件 計画の認定基準まで引き上げていること (2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと次の全ての工事が必須となります。 (1) マションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) (3) マションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 位宅1戸につき100 ㎡まで※対象住宅のものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間※パリアフリー経域や資エネ経域、耐震改修経域との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書※声屋市役所ホームページよりタウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅取疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、住宅取疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、住宅取疵担保責任保険法人が発行] (1) 管理計画認定でンションの場合 ア) 管理計画認定・近の場合では多り、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定・近の場合の管理人会の管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定・近知書 [戸屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕有立金号、上証明書 [建築土、マンシンを理土が発行] イ) 修繕有立金号、上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕有立金号、上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕積立金号、上証明書 [建築土、マンシン管理土が発行] イ) 修繕積立金号、上証明書 [建築土、マンシン管理、大部に対し、管理規令の管理を発展する。 第2年間 第2年間 第2年間 第2年間 第2年間 第2年間 第2年間 第2年間					
作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと 次の全ての工事が必須となります。	作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと 次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100 mまで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 ② 修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアフリー軽減や省工本経減、耐震改修経減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※戸屋市役所ホームページよりダウンートできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築土、セ宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 (建築土、マンション管理土が発行] (4) マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定でシションの場合 ア) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [声屋市建築住宅課が発行] エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係	適用要件				
次の全ての工事が必須となります。	次の全ての工事が必須となります。 (1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、パルコニーその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100 ㎡まで ※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額なれません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアリー経域や省工を軽減、耐震改修経減上の併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所木ームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、空ション管理土が発行] (1) 管理計画認定でンションの場合 ア) 管理計画認定でションの場合 ア) 管理計画認定が通知書又は変更通知書 [戸屋市建築住宅課が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [戸屋市建築住宅課が発行] エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。 芦屋市役所課税課固定資産税係			(2) 助言・指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションで、長期修繕計画の		
(1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)  柱宅1戸につき100 mまで、※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。  固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。  改修工事を完了した年の翌年度から1年間、※パリアブリー軽減や省工や軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書、※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。② 大規模の修繕等証明書 【建築土、マンションの場合長の登2年度が行】 ④ マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ) 修繕積立金引上証明書【建築土、マンション管理士が発行】 イ) 修繕積立金引上証明書【建築土、マンションで管理計が発行】 イ) 修繕積立金引上証明書【建築土、マンション管理士が発行】 イ) 修繕積立金引上証明書【建築土、マンションの場合助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  エ事が完了した日から3ヶ月以内、※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	(1) マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事) (2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、パルコニーその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 住宅1戸につき100 ㎡まで ※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアツー軽減や省工を軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築土、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築土、マンション管理土が発行] (3) 過去工事証明書 [建築土、マンション管理力発行] (4) マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) (5) (1) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築土、マンション管理者が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [声屋市建築住宅課が発行]  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。 芦屋市役所課税課固定資産税係			作成又は見直しを行い、長期修繕計画が一定の基準に適合することとなったこと		
対象	対象			次の全ての工事が必須となります。		
工事 部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事)	工事 部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事) (3)マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)  柱宅1戸につき100 mはまで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。  改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアプリー軽減や省工を減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりがウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、セ忠政・担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理土が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) (5)(1)管理計画認定でスンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理土が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [声屋市建築住宅課が発行]  申 告 期 間  お間い合わせ先			(1)マンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替(外壁塗装等工事)		
(3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他されらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)  位宅1戸につき 100 mまで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。  固定資産税額の 2 分の 1 ※都市計画税は減額されません。	(3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他ごれらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事) 対象床面積 住宅1戸につき100 ㎡まで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※ブリアブリー軽減や省工名軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、セ宅環境担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理土が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1) 管理計画認定マンションの場合 ア) 管理計画認定でスンションの場合 ア) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理土が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンションで場合 財ニ・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行] エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。 芦屋市役所課税課固定資産税係		対象	(2) マンションの建物の直接外気に開放されている廊下、バルコニーその他これらに類する		
(3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)   対象床面積	(3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)  柱宅1戸につき100 miまで ※対象住宅でものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。  固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。  改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアフリー軽減や省工补軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、セモ瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理土が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1) 管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定でマンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [声屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理土が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [声屋市建築住宅課が発行]  申 告 期 間  お間い合わせ先		一工事	部分について行う防水の措置を講ずるための修繕又は模様替(床防水工事)		
対象床面積	対象床面積 (住宅1戸につき100 mまで ※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。			(3) マンションの建物の屋上部分、屋根又ひさしその他これらに類する部分について行う防		
対象床面積	対象床面積 (住宅1戸につき100 mまで ※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。 改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※/パリアリー軽減や省工・軽減、耐震改修軽減との併用はできません。 ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、ウション管理土が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1) 管理計画認定でフンションの場合 ア) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理土が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行] エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。 芦屋市役所課税課固定資産税係			水の措置を講ずるための修繕又は模様替(屋根防水工事)		
※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。   固定資産税額の2分の1   ※都市計画税は減額されません。   改修工事を完了した年の翌年度から1年間   ※バリアフリー軽減や省工ネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。   ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行つたマンションに対する固定資産税減額申告書   ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。   ② 大規模の修繕等証明書 [建築土、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行]   ③ 過去工事証明書 [建築土、マンション管理土が発行]   ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)   ⑤ (1)管理計画認定マンションの場合   ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行]   イ)修繕積立金引上証明書 [建築土、マンション管理土が発行]   (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合   助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]   工事が完了した日から3ヶ月以内   ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。 固定資産税額の2分の1 ※都市計画税は減額されません。  改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアリー軽減や省工ネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。  ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理士が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定近知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理士が発行] (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			住宅1戸につき100 ㎡まで		
<ul> <li>減額 税額 期間</li></ul>	<ul> <li>滅 額 税 額</li> <li>※都市計画税は減額されません。</li> <li>改修工事を完了した年の翌年度から1年間 ※パリアフリー軽減や省エネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。</li> <li>① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理士が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1) 管理計画認定マンションの場合 ア) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理士が発行] (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> <li>(2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> <li>車 告 期 間</li> </ul> エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係	対象床	面積	   ※対象住宅そのものに係る床面積の上下限はありません。併用住宅の場合、居住部分のみが適用対象となります。		
※都市計画税は減額されません。   改修工事を完了した年の翌年度から1年間	※都市計画税は減額されません。		-\/ <del></del>	固定資産税額の2分の1		
<ul> <li>減 額 期 間 ※バリアフリー軽減や省エネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。</li> <li>① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。</li> <li>② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行]</li> <li>③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理土が発行]</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1)管理計画認定マンションの場合         <ul> <li>ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> <li>イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理土が発行]</li> <li>(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> </ul> </li> <li>申 告 期 間</li> <li>本事が完了した日から3ヶ月以内</li> <li>※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。</li> </ul>	<ul> <li>瀬 朝 間 ※パリアフリー軽減や省工ネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。</li> <li>① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。</li> <li>② 大規模の修繕等証明書 【建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行】</li> <li>③ 過去工事証明書 【建築士、マンション管理土が発行】</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1)管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理土が発行】</li> <li>(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 【芦屋市建築住宅課が発行】</li> <li>申 告 期 間</li> <li>本むを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。</li> <li>         声屋市役所課税課固定資産税係</li> </ul>	減 額	柷 頟	※都市計画税は減額されません。		
※パリアリー軽減や省工を軽減、耐震改修軽減との併用はできません。  ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 【建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行】 ③ 過去工事証明書 【建築士、マンション管理土が発行】 ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 【芦屋市建築住宅課が発行】  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	※パリアフリー軽減や省工ネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。  ① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書 ※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。 ② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理土が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理士が発行] (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]  申 告 期 間  本問 い合 わせ先  「声屋市役所課税課固定資産税係	\_b	#8 88	改修工事を完了した年の翌年度から1年間		
<ul> <li>※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。</li> <li>② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行]</li> <li>③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理士が発行]</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1) 管理計画認定マンションの場合         <ul> <li>ア) 管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> <li>イ) 修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理士が発行]</li> <li>(2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合                 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]</li> </ul> </li> <li>申 告 期 間</li> <li>エ事が完了した日から3ヶ月以内</li></ul>	# 注 出 書 類   # 注 出 書 類   # 注 出 書 類   # 注 出 書 類   # でいる。   # でいる。	减 額	期間	※バリアフリー軽減や省エネ軽減、耐震改修軽減との併用はできません。		
提 出 書 類   日	② 大規模の修繕等証明書 [建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行] ③ 過去工事証明書 [建築士、マンション管理士が発行] ④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定でフンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行] イ)修繕積立金引上証明書 [建築士、マンション管理士が発行] (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 [芦屋市建築住宅課が発行]  中 告 期 間  本 問 い合 わせ先  「芦屋市役所課税課固定資産税係			① 長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに対する固定資産税減額申告書		
<ul> <li>提出書類</li> <li>③ 過去工事証明書 (建築士、マンション管理士が発行)</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1)管理計画認定通知書又は変更通知書 [芦屋市建築住宅課が発行]         <ul> <li>イ)修繕積立金引上証明書 (建築士、マンション管理士が発行)</li> <li>(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 (芦屋市建築住宅課が発行)</li> </ul> </li> <li>申告期間</li> <li>工事が完了した日から3ヶ月以内         <ul> <li>※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。</li> </ul> </li> </ul>	<ul> <li>提出書類</li> <li>③ 過去工事証明書 【建築士、マンション管理士が発行】</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類 (設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1)管理計画認定でスンションの場合         ア)管理計画認定通知書又は変更通知書 【芦屋市建築住宅課が発行】         イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理士が発行】         (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 【芦屋市建築住宅課が発行】</li> <li>申告期間</li> <li>本間 い合わせ先</li> <li>声屋市役所課税課固定資産税係</li> </ul>		書類	※芦屋市役所ホームページよりダウンロードできます。		
<ul> <li>提出書類</li> <li>④ マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等)</li> <li>⑤ (1)管理計画認定可知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】         <ul> <li>イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理士が発行】</li> <li>(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】</li> </ul> </li> <li>申告期間</li> <li>工事が完了した日から3ヶ月以内         <ul> <li>※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。</li> </ul> </li> </ul>	提出書類 ④ マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等) ⑤ (1)管理計画認定でスンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係	提出		② 大規模の修繕等証明書 【建築士、住宅瑕疵担保責任保険法人が発行】		
提 出 書 類 ⑤ (1)管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】	提出書類 (⑤ (1)管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】 エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			③ 過去工事証明書 【建築士、マンション管理士が発行】		
(5) (1) 管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理士が発行】 (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	(5) (1) 管理計画認定マンションの場合 ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】 イ)修繕積立金引上証明書【建築士、マンション管理土が発行】 (2) 助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】 エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。 芦屋市役所課税課固定資産税係			④ マンションの総戸数が確認できる書類(設計図、管理規約、登記簿等)		
イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書 【芦屋市建築住宅課が発行】  中 告 期 間  エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理士が発行】 (2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合助言・指導内容実施等証明書 【芦屋市建築住宅課が発行】  中 告 期 間  エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			⑤ (1)管理計画認定マンションの場合		
(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合 助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  中 告 期 間  エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			ア)管理計画認定通知書又は変更通知書【芦屋市建築住宅課が発行】		
助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  中 告 期 間  工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】  中 告 期 間  エ事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			イ)修繕積立金引上証明書 【建築士、マンション管理士が発行】		
申 告 期 間 工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	中 告 期 間 工事が完了した日から3ヶ月以内 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。  芦屋市役所課税課固定資産税係			(2)助言又は指導を受けた管理組合の管理者等に係るマンションの場合		
申告期間 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	申告期間 ※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。   芦屋市役所課税課固定資産税係			助言・指導内容実施等証明書【芦屋市建築住宅課が発行】		
※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。	<b></b>	#n ee	工事が完了した日から3ヶ月以内		
苔层市沿所理税理因定資産税係	お問 い合 わせ先	甲 告	期 間	※やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではありません。		
	お問い台 かせ先   TFI:(0797)38-2017	1. HP · · · ^	<b>614</b>	芦屋市役所課税課固定資産税係		
お向 い台 りせた   TFI・(0.7.9.7)3.8 = 2.0.1.7	1221(0,0,)00	の回い古りで九		TEL:(0797)38-2017		

